

医第1618-1号
令和8年4月3日

対象診療所・助産所
管理者 様

埼玉県保健医療部医療整備課長
田中 謙介（公印省略）

埼玉県分娩取扱・救急対応診療所等緊急支援事業の実施について

本県の保健医療行政の推進については、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度国補正予算において、物価高騰の影響を受ける医療機関に対する支援のほか、周産期や救急医療を担う病院に対する加算制度が設けられておりますが、診療所等についてはこの加算は対象外となっております。

県では、病院のみならず、同じく周産期や救急医療を担う診療所等に対する支援も必要であると考え、去る令和8年2月定例県議会において、標記補助金の補正予算案を上程し可決されたところです。

については、下記のとおり交付申請受付を開始しますので、交付を希望する場合は、別添交付要綱を確認の上、交付申請書類の提出をお願いいたします。

記

1 対象医療機関等

令和5年度又は令和6年度に分娩取扱い若しくは一定数以上の救急車の受入実績がある診療所又は助産所

2 補助金額

交付要綱別表1及び2を参照

3 提出書類

- ・「分娩取扱・救急対応診療所等緊急支援事業補助金申請書兼請求書（様式第1号）」

- ・「添付資料1-1」又は「添付資料1-2」
- ・振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）

4 提出先

- ・郵送の場合（郵送費は申請者負担となります）
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
- ・電子メールの場合

a3530-12@pref.saitama.lg.jp

宛名 埼玉県保健医療部医療整備課
地域医療対策担当 加藤、栗野 宛て

5 提出期限 令和8年4月28日（火）厳守

6 支給時期について

補助金の支払いは口座振込により5月～6月頃に行う予定です。書類に不備があると支払い時期が遅れる可能性があるのでご注意ください。

7 その他

提出書類の様式は県ホームページからもダウンロードすることができます。

URL : https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/r7bunben-kyukyu_shien/r7_bunben-kyukyu_shien.html



問合せ先・担当
地域医療対策担当 加藤、栗野
電話：048-830-3667
MAIL：a3530-12@pref.saitama.lg.jp

埼玉県分娩取扱・救急対応診療所等緊急支援事業補助金実施要綱

令和8年3月18日

保健医療部長決裁

1 目的

この事業は、補助対象事業者が、周産期医療、救急医療を担うといった医療機能の特性を踏まえつつ、診療等に必要な経費に係る物価上昇への対応を図るため、補助金を給付することにより、地域に必要な医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

埼玉県とする。

3 事業の内容

別途交付要綱の定めるところによる。

附 則

この要綱は令和8年3月18日から施行する。

埼玉県分娩取扱・救急対応診療所等緊急支援事業補助金交付要綱

令和8年3月18日
保健医療部長 決裁

(趣旨)

- 第1条 本補助金は、補助対象事業者が、周産期医療、救急医療を担うといった医療機能の特性を踏まえつつ、診療等に必要な経費に係る物価上昇への対応を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域に必要な医療提供体制の確保を図ることを目的とする。
- 2 この補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

- 第2条 本補助金の補助対象事業者は、埼玉県内に所在し、次の各号に定める事業者のいずれかとする。
- 一 令和5年度又は令和6年度に、分娩取扱いがある診療所若しくは助産所（以下、「分娩取扱施設」という。）
 - 二 令和5年度又は令和6年度に、救急車の受入実績がある診療所（以下、「救急対応診療所」という。）
 - 三 補助対象事業者が前二号のいずれにも該当する場合は、補助額が高い方を優先することとし、重複して補助を受けることはできない。
- 2 前項に該当する事業者であっても、次の各号いずれかに該当する場合は交付対象外とする。
- 一 令和8年1月1日において廃院している場合（この事業の交付申請時点で廃院を予定している場合を含む）。
 - 二 分娩取扱施設については、令和8年1月1日において分娩取扱の中止・休止をしている場合（この事業の交付申請時点で、分娩取扱の中止・休止を予定している場合を含む）。

(補助金の算出方法等)

- 第3条 分娩取扱施設に対する補助額は別表1、救急対応診療所に対する補助額は別表2のとおりとする。
- 2 補助額の判定に用いる「分娩取扱件数」、「救急車の受入件数」については、令和5年度及び令和6年度実績を比較していずれか高い数値を用いることと

する。

- 3 前項の補助額の判定では、補助対象事業者から提出された分娩取扱・救急対応診療所等緊急支援事業補助金申請書兼請求書(様式第1号)(以下、「申請書」という。なお、請求書は第8条第1項の規定に基づく本補助金の額の確定通知後に効力を発するものとする。)の添付資料に記載された実績を用いる。
- 4 申請者から提出された添付資料の実績と県が把握する数値が異なる場合は、「分娩取扱件数」については県が調査にて把握している数値、「救急車の受入件数」については、県が埼玉県救急医療情報システムから抽出した数値に基づいて判定を行う。
- 5 別表2のアの補助を受けようとする救急告示診療所については、令和8年1月1日において救急告示を撤回している場合(この事業の交付申請時点で撤回を予定している場合を含む。)は、別表2のイの表を適用する。

(補助金の申請等)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、知事に対して、申請書に次に掲げる書類を添付して、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 一 添付資料1-1又は添付資料1-2
- 二 本補助金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)

(補助の条件)

第5条 本補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助金に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- 二 本補助金の交付を受けた施設等は、県が行う本補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。
- 三 本補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。
- 四 その他規則及びこの要綱等の定めに従うこと。

(暴力団の排除)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は交付の対象とならない。

- 一 役員等(事業を行う者が個人である場合にはその者を、事業を行う者が法

人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所
の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行
為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する
暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- 二 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に
規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与し
ていると認められるとき。
- 三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に
損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認め
られるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与
するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関
与していると認められるとき。
- 五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい
ると認められるとき。

(交付及び不交付の決定)

第7条 知事は、提出された申請書について、これを審査し、適当であると認め
られるときは、補助金の交付を決定し、通知するものとする。

2 知事は、提出された申請書について、これを審査し、当該申請が次の各号の
いずれかに該当するときは、補助金の不交付の決定をする。

- 一 申請者が第2条に定める補助の対象に該当しないとき。
- 二 申請が偽りその他不正の手段によりされたとき。
- 三 前各号に掲げるもののほか、知事が不交付を相当と認めるとき。

(交付決定の通知等)

第8条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の確定通知書は埼玉県分
娩取扱・救急対応診療所等緊急支援事業補助金交付決定・額の確定通知書(様式
第2号)のとおりとする。

2 第7条第2項の規定により、補助金の不交付の決定をした場合は、埼玉県分
娩取扱・救急対応診療所等緊急支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)
により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当す
ると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 申請者が第2条に定める補助の対象に該当しないとき。
 - 二 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合。
 - 三 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合。
 - 四 申請者が第6条に定める事項に該当する場合。
- 2 前項の規定は、この補助金の交付後においても適用があるものとする。
 - 3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(本補助金の支払い)

第10条 この補助金の支払いは、第7条第1項に定める額の確定通知後、請求に基づき口座振込により行う。

(補助金の返還)

第11条 知事は、補助金の交付を受けようとする開設者又は開設者であったものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を行った補助金全額の返還を求める。

- 一 補助金の交付を受けた日以降に正当な理由なく廃院した場合は、補助金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院であって譲受先において引き続き分娩取扱いや診療を継続している等、知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。
- 二 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の全部の返還を求める。

(その他)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月18日から施行する。

別表 1

分娩取扱施設に対する補助額

分娩取扱 件数に3 を乗じた 数	3 件以上 20 件未満	20 件以上 50 件未満	50 件以上 100 件未満	100 件以上 200 件未満
補助額	20 万円	50 万円	100 万円	250 万円

分娩取扱 件数に3 を乗じた 数	200 件以上 400 件未満	400 件以上 800 件未満	800 件以上 2,000 件未満	2,000 件以上
補助額	500 万円	1,000 万円	2,000 万円	8,000 万円

別表 2

救急対応診療所に対する補助額

ア 救急告示診療所に対する補助額

救急車 受入件数	1 件以上 1,000 件未満	1,000 件以上	2,000 件以上
補助額	500 万円	1,500 万円	3,000 万円

イ その他の診療所に対する補助額

救急車 受入件数	10 件以上 100 件未満	100 件以上
補助額	100 万円	300 万円

様式第2号

埼玉県分娩取扱・救急対応診療所等緊急支援事業補助金
交付決定・額の確定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事
(公印省略)

年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県分娩取扱・救急対応診療所等緊急支援事業補助金については、下記のとおり交付及び額を決定する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 確定金額 金 円
- 3 支払方法 口座振替による
- 4 交付の条件

この補助金は、「埼玉県分娩取扱・救急対応診療所等緊急支援事業補助金交付要綱」第5条に定める条項を条件として交付するものである。

様式第3号

埼玉県分娩取扱・救急対応診療所等緊急支援事業補助金
不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事
(公印省略)

年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県分娩取扱・救急対応診療所等緊急支援事業補助金については、下記の理由により不交付とする。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 不交付の理由